

令和元年十二月十日受領
答弁第一一一一号

内閣衆質二〇〇第一一一号

令和元年十二月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員丸山穂高君提出東京オリンピック・パラリンピックにおける旭日旗の使用に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員丸山穂高君提出東京オリンピック・パラリンピックにおける旭日旗の使用に関する質問に
対する答弁書

一について

お尋ねの「対策」について、政府としては、韓国を含め国際社会に向けて、旭日旗の掲示が政治的宣伝にならないという考えを累次の機会に説明してきており、今後とも説明を継続していく考えである。

二について

二〇二〇年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会における各競技会場への旭日旗の
持込みについては、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、国際オリンピ
ック委員会及び国際パラリンピック委員会において、適切に判断されるものと承知している。